

第 128 回 新潟市都市計画審議会

議 事 録

日時：平成 23 年 9 月 7 日（水） 午後 2 時～午後 4 時 5 分

場所：白山会館 2 階 「太平明浄」（新潟市中央区一番堀通町 1 - 1）

【大井都市計画課長補佐】

定刻の前ではございますが、委員の皆様がお揃いでございますので、これから第128回新潟市都市計画審議会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、進行役を務めます、都市計画課の大井と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、4月市議会議員選挙及び関係行政機関の人事異動に伴い、9名の方に委員に就任していただいておりますので、ご紹介させていただきます。机上でございます「新潟市都市計画審議会委員（第22期）名簿」をご覧くださいと思います。

名簿の中ほどでございます。市議会議員高橋三義委員。

【高橋三義委員】

高橋です。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

同じく、市議会議員遠藤哲委員。

【遠藤委員】

遠藤です。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

同じく、市議会議員佐々木薫委員。

【佐々木委員】

引き続き、お願いします。

【大井都市計画課長補佐】

同じく、市議会議員五十嵐完二委員。

【五十嵐完二委員】

五十嵐です。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

同じく、市議会議員橋田憲司委員。

【橋田委員】

橋田です。どうぞよろしく。

【大井都市計画課長補佐】

同じく、市議会議員渡辺和光委員。

【渡辺和光委員】

渡辺です。よろしくお願ひします。

【大井都市計画課長補佐】

同じく、市議会議員小山進委員。

【小山委員】

小山です。よろしくお願ひいたします。

【大井都市計画課長補佐】

次に、関係行政機関の職員、国土交通省北陸地方整備局企画部長大寺伸幸委員。本日は、代理として、北陸地方整備局企画部広域計画課課長補佐笹岡様がお出席でございます。

【大寺委員（代理：笹岡）】

本日は、大寺が所用のため出席した笹岡です。よろしくお願ひします。

【大井都市計画課長補佐】

続きまして、新潟県新潟地域振興局地域整備部長星野正三委員。本日は、代理として新潟地域振興局地域整備部副部長の高橋様がお出席でございます。

【星野委員（代理：高橋）】

高橋です。よろしくお願ひいたします。

【大井都市計画課長補佐】

以上で、紹介を終わらせていただきます。

続いて、本日の出席委員の状況を報告させていただきます。関係行政機関の委員のうち、本日所用のため、代理で出席されている方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

国土交通省北陸地方整備局港湾空港部長片山委員の代理として、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所副所長浅島様がお出席でございます。

【片山委員（代理：浅島）】

浅島です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長渡辺委員の代理として、北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官斎藤様がお出席でございます。

【渡辺敬二委員（代理：斎藤）】

支局長の所用につき代理出席しております、斎藤でございます。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

先ほど新任委員のご紹介のときにも申し上げましたが、北陸地方整備局企画部長大寺委員の代理として、笹岡様がお出席でございます。

新潟県新潟地域振興局地域整備部長星野委員の代理として高橋様がお出席でございます。

また、本日、所用のため、岡崎委員、松原委員はご欠席でございます。

本日の審議会は、委員 25 名中 23 名の委員の皆様がお出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、幹事としまして、市からの出席者をご紹介させていただきます。はじめに相田都市政策部長。

【相田都市政策部長】

相田でございます。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

続いて渡辺土木部長。

【渡辺土木部長】

渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

続いて林下水道部長。

【林下水道部長】

林です。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

続いて仁多見中央区長。

【仁多見中央区長】

仁多見でございます。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

続いて三保南区長。

【三保南区長】

三保でございます。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

続いて鈴木西区長。

【鈴木西区長】

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

続いて斎藤西蒲区長。

【斎藤西蒲区長】

斎藤でございます。よろしくお願いいたします。

【大井都市計画課長補佐】

以上でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。皆様に事前に配付させていただいた資料一式のほかに、本日、追加資料として、先ほどの審議会委員名簿、次に、同じく右上に資料3と書かれた「新潟市都市計画道路3・4・590号新潟中央環状道路」という資料でございます。次に、資料の右上に報告資料と書かれた「都市計画道路見直しの分類結果について」という資料でございます。以上、確認をお願いいたします。

本日の議案は、以前にお配りしておりました議案書の2枚目、附議案件にありますように、議案第1号「常務委員の指名」、議案第2号「新潟市都市計画道路の変更（新潟市決定）」、議案第3号、新潟県決定に係る意見照会として「新潟市都市計画道路の変更（新潟県決定）」、議案第4号「新潟市都市計画下水道の変更（新潟市決定）」、議案第5号、新潟県決定に係る意見照会として「新潟市都市計画及び燕弥彦都市計画下水道の変更（新潟県決定）」の5議案となっております。そのほか、報告事項として、都市計画道路の見直しについて事務局より報告をさせていただきます。

それでは、以後の議事進行につきまして、五十嵐会長からお願いいたします。

【五十嵐会長】

皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから議事を進めてまいります。報道関係者のほうから撮影許可願いは出ていますか。撮影の許可が求められておりますけれども、許可することよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

ありがとうございます。では、許可をするということでございますので、お願いいたします。

それでは、これから議事を進めてまいります。事務局から報告があった通り会議が成立しておりますので、都市計画審議会運営要綱第4条に規定しております議事録署名委員を私から指名いたします。本日、砂田委員と遠藤委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、最初の議案第1号「常務委員の指名」でございます。審議会の条例第7条第2項の規定によりまして、軽易な事項を処理するという常務委員会でございますけれども、常務委員については、会長の指名で、指名した委員5名以内ということになっております。第22期審議委員の最初の審議会において、5名指名させていただいておりました。ところが、冒頭、ご紹介がありましたように、市議会議員の選挙、関係行政機関の人事異動等もございましたので、常務委員の指名が2名分途切れている状態でございます。その2名分につきまして私のほうで指名させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

市議会議員から遠藤委員、新潟地域振興局の星野正三委員のお二人に常務委員として指名したいと思っております。それでは、常務委員長永井先生、よろしく申し上げます。

それでは、議案第2号「新潟都市計画道路の変更」、これは議案第3号の新潟県決定に係る意見照会の案件とも関係しております。これについては複数の路線に関する議案で一部関連しておりますので、一括してご説明いただき、ご審議いただきたいと思いますので、そういう形で進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

ありがとうございます。では、事務局から議案の第2号、第3号を続けてご説明をお願いいたします。

【樋山道路計画課長】

道路計画課長の樋山でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の表紙をめくっていただきたいと思います。本日の附議案件が記載して

ございますが、議案第2号、3・4・590号新潟中央環状道路ほか3路線。議案第3号、3・4・591号新潟西道路ほか6路線、以上11路線について、説明をさせていただきます。議案書は議案第2号、3号とも、計画書、総括図、各路線の計画図を添付しております。この計画図につきましては、都市計画図書では2,500分の1の図面を添付することになっておりますけれども、本日の議案書には枚数の関係から、5,000分の1の図面を添付させていただいております。また、議案第2号の中央環状道路につきましては、新潟県の環境影響評価条例に基づいて影響評価を行っております。このため、環境影響評価書の概要を19ページに添付しております。また、資料3ということで本日配付させていただきました資料、これは「中央環状道路の環境影響評価準備書に対する県知事及び知事意見に対する事業者の見解」でございます。あわせてご確認をいただきたいと思っております。それでは、説明を進めてまいります。

はじめに、都市計画道路の追加及び変更を行う路線の位置について、ご説明をいたします。資料1をご覧くださいと思います。あわせて、正面のスクリーンにも同じものを映しております。赤い色の路線が議案第2号の新潟中央環状道路の追加と、それに関連いたします道路の変更及び廃止の区間でございます。青色の路線で表示をしておりますものが、議案第3号の新潟西道路の追加とそれに関する道路の変更を表しているところでございます。なお、新潟中央環状道路につきましては、赤い太い線で、新潟西道路につきましては、青い太い線で表記しておりますが、関連する都市計画道路の変更につきましては、いずれも交差点の部分的な変更等でございますので、お手元の図面では黒丸でその箇所の表示をしております。

それでは、議案第2号の新潟市決定分から説明をさせていただきます。議案書の3ページをご覧くださいと思います。議案書の3ページに都市計画道路の追加及び変更の理由を記載してございます。新潟中央環状道路は、各地域間の移動短縮による市民生活の利便性向上、産業活動支援、観光支援や、救急医療活動の支援のほか、より信頼性の高い緊急輸送道路ネットワークの構築、放射状道路の混雑緩和・交通環境改善などを目的に当該都市計画道路の追加を行うものでございます。この追加に伴い、関連する赤塚明田線、北部工業団地2号線につきましては、新潟中央環状道路との交差点の区域を変更いたします。また、北部工業団地1号線については、新潟中央環状道路と区域が重複するため廃止するものです。

新潟中央環状道路の追加について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧くださいと思います。表の一番上のところでございます。今回、新潟中央環状道路は、新たに追加をする道路でございます。種別は幹線街路、名称は3・4・590新潟中央環状道路です。起点は西区明田、終点は江南区横越、主な経過地は南区上塩俵です。延長は約2万160メートルでございます。構造形式は、地表式の区間と嵩上式の区間になっております。車線数の数は4、代表幅員は20メートルでございます。構造形式の内訳については、議案書に記

載のとおりでございます。

ここでスクリーンをご覧いただきたいと思います。これは、今回の中央環状道路の標準断面図でございます。都市計画決定の幅は、道路として必要な幅のほかに法尻の部分も含めた幅で都市計画決定をいたします。

次に、道路の位置に進みます。スクリーンでご説明申し上げます。現在、赤く、太く点滅しております道路の位置は、国道 116 号から国道 49 号を結ぶ区間になります。

続きまして、起点から終点までの通過位置についてご説明いたします。議案書の 5 ページから 16 ページに計画図を添付しているところがございますが、スクリーンを用いて説明をさせていただきます。まず、起点側でございますが、国道 116 号の明田交差点を起点といたします。そこから、現在、道路がございます主要地方道新潟大外環状線を最短で結びまして、この現道に沿って進んで、升岡工業団地の南側を通過します。そして、さらに新川を横断いたします。

さらに進みますと、北陸自動車道がございますが、自動車道のところについては、橋梁にて通過いたします。そして、北陸自動車道の上り線側の黒埼スマートインターとのアクセスに配慮した位置を通過いたします。その後、上越新幹線と交差いたしますけれども、既存の橋脚間で通過可能な位置を設定しております。次に進みますと、中ノ口川を横断いたしますが、河川の湾曲部を避けた位置を設定しております。

さらに進みますと、国道 8 号との交差点に進んでまいります。ここにつきましては、現在、一般県道白根亀田線がございますので、そこを活用して国道 8 号とも交差をするような計画となっております。さらに、主要地方道新潟大外環状線など現道を利用し、圃場の斜め分断を避けながら、信濃川を渡る計画にしております。信濃川を渡りますと、磐越自動車道と交差いたします。ここにつきましては、既設の横断ボックスを利用いたします。さらに進みますと、両川工業団地を通過いたします。国道 403 号につきましては、平面で交差いたします。さらに進みまして、J R 信越線は橋梁で通過いたします。最終的に国道 49 号横雲バイパスとの交差点で終点となります。以上で、新潟中央環状道路の追加について説明を終わります。

次に、赤塚明田線の変更についてでございます。議案書の 2 ページをご覧いただきたいと思います。表の中の上の欄でございますが、種別、名称、位置については変更ありませんが、起終点及び主な経過地に行政区名などを追加しております。区域の変更については、新潟中央環状道路及び新潟西道路の追加に伴いまして、交差点の形状変更を行い、延長を約 3,730 メートルから 3,700 メートルに変更するものです。構造については車線数を追記しております。

次に、道路の位置についてでございますが、スクリーンをご覧くださいと思います。路線については赤色で点滅している区間でございます。主要地方道新潟寺泊線と国道 116 号を結ぶ路線でございます。今回の変更箇所については黒で示しております。スクリーンを見づらい場合は、お手元の資料 1 でご確認をいただけたらと思っております。

続きまして、変更する区域についてご説明いたします。計画図については、変更する区域は議案書の 18 ページになりますが、変更箇所をスクリーンで説明いたします。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤い色で示してございます。今回の変更により除外した区間につきましては、後ほど説明いたします、新潟西道路の区域となっております。

次は、北部工業団地 2 号線の変更について、説明させていただきます。議案書の 2 ページをご覧くださいと思います。この 2 号線につきましては、種別、名称、位置の変更はありません。区域の変更につきましては、新潟中央環状道路の追加に伴い、交差点形状の変更を行うとともに、延長を約 840 メートルから 820 メートルに変更するものです。構造の変更はございません。

次に、道路の位置についてでございます。スクリーンをご覧ください。道路の位置は赤色で点滅している区間です。国道 8 号から白根北部工業団地内を通過いたしまして、主要地方道新潟大外環状線を結ぶ路線です。今回の変更箇所を黒色で表示しています。

続いて、変更する区域についてでございます。計画図は議案書の 10 ページでございますが、変更する箇所についてスクリーンに映します。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤色で示してございます。変更により除外した区域は新潟中央環状道路の区域となります。

次に、北部工業団地 1 号線の廃止に進みます。議案書の 2 ページをご覧くださいと思います。表の下に都市計画道路中 3・4・610 号北部工業団地 1 号線を廃止するというように記載してございます。ご確認をいただきたいと思います。道路の位置については、スクリーンでご説明いたします。道路の位置は黒色で点滅している区間でございます。この路線につきましては、追加する新潟中央環状道路と区域が重複するため廃止を行うものです。以上で議案第 2 号「新潟都市計画道路の変更（新潟市決定）」について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 3 号「新潟都市計画道路の変更（新潟県決定）」について、ご説明いたします。最初に都市計画道路の変更理由です。議案書の 25 ページをご覧くださいと思います。表の下の部分でございます。新潟中央環状道路の都市計画決定にあわせ、新潟都市圏の放射環状型の交通ネットワークを形成する新潟西道路を新たに追加するとともに、これらに関連する幹線道路について変更を行うものです。新潟西道路の追加から順に説明してまいります。議案書の 24 ページにお戻りいただきたいと思います。上の表になります。

追加する都市計画道路の種別としては幹線街路でございます。名称は3・4・591号新潟西道路でございます。起点は、西区明田、終点は西区曾和、主な経過地は西区田島です。延長は約3,490メートル、構造形式は嵩上式、車線の本数は4車線、幅員は21メートルです。ここでスクリーンをご覧いただきたいと思います。標準断面図を参考に表示しております。

都市計画決定の幅は、道路としての必要な幅のほかに法尻を含めまして、その幅を都市計画決定いたします。続きまして、道路の位置について、ご確認をいただきたいと思います。スクリーンをご覧いただきたいと思います。道路の位置は、青色で点滅している区域でございます。新潟中央環状道路との交差点である国道116号明田交差点から新潟西バイパスまでを結ぶ路線でございます。追加する区域について、ご説明いたします。議案書の27ページから28ページに計画図を添付してございますが、スクリーンを使って区域についてご説明をさせていただきます。今回、追加する区域を赤色で示しております。ルートにつきましては、全線、現道を拡幅する形で、今回、都市計画決定を行います。

続きまして、新潟西バイパスに進ませさせていただきます。議案書の24ページをご覧いただきたいと思います。中ほどから下になりますが、新潟西バイパスでございます。道路の種別、名称、位置については、変更はありません。起終点及び主な経過地に行政区名を追加いたします。さらに区域につきましては、延長の変更はありませんが、新潟西道路の追加に伴い、起点である曾和交差点の形状を変更いたします。今回の変更にあわせまして、終点である新潟西インターチェンジ周辺部の区域を変更いたします。構造の変更はありませんが、車線数を追記いたします。道路の位置につきましては、スクリーンをご覧いただきたいと思います。道路の位置については、青色で点滅している区間でございます。新潟西道路と新潟西インターチェンジを結ぶ路線です。今回の変更箇所につきましては、黒色で表示をしています。計画図につきましては、変更する区域は議案書の29ページと33ページになっておりますが、変更する箇所はスクリーンに映してまいります。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤色で示させていただきます。左側が曾和の交差点の変更区域でございます。さらに右側の見いただいている部分が、新潟西インター周辺部あたりのところの新潟西インターチェンジの変更箇所でございます。

次に、桜木インター曾和線の変更について、ご説明いたします。議案書の24ページで、今ほど説明いたしました、新潟西バイパスの下のところになります。変更する道路の種別、名称に変更はありません。位置につきましては、曾和交差点との取り付け形状の変更に伴いまして、終点の位置を変更するとともに、起終点及び主な経過地に行政区名等を追記いたします。区域につきましては、終点の位置変更に伴い区域を変更するとともに、延長を現在の約1万5,080メートルから約1万4,980メートルに変更するものでございます。変更により除

外する区域については、都市計画道路の区域から除外いたします。構造の変更はありませんが、今回の変更にあわせて車線数を追記いたします。

続いて、道路の位置については、スクリーンをご覧ください。道路の位置は青色で点滅している区間になります。国道 8 号新潟バイパスの桜木インターチェンジと国道 116 号新潟西バイパスの曾和交差点を結ぶ路線でございます。変更となる箇所につきましては、黒色で表示をいたしております。計画図につきましては、変更する区域は議案書の 42 ページとなりますが、変更する区域をまたスクリーンで映してご覧いただきたいと思っております。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤色で示しております。

次に、白根道路に進ませさせていただきます。議案書の 25 ページをご覧ください。表の一番上の欄になります。道路の種別、名称、位置についての変更はございません。区域につきましては、延長の変更はございませんが、国道 460 号との交差を平面交差から立体交差に変更することに伴う区域の変更と、新潟中央環状道路の追加により、この道路との交差点の形状を変更するものでございます。構造の変更はありませんが、車線数を追記いたします。道路の位置につきましては、スクリーンをご覧ください。道路の位置は青色で点滅している区域でございますが、変更箇所は黒色で表しております。計画図につきましては、変更する区域は議案書の 47 ページと 50 ページになります。これにつきましては、また変更箇所をスクリーンに映させていただきます。左側が中央環状道路との交差点の部分になります。右側が国道 460 号との交差点の部分の図になります。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤色で示しております。

次に進みます。古川諏訪木線の変更についてです。白根道路から表を一つ飛んだところに古川諏訪木線がございます。下から数えると二つ目の欄になります。25 ページをご覧ください。古川諏訪木線につきましては、道路の種別、名称、位置については、変更はございません。区域につきましては、延長の変更はございませんが、先ほどの白根道路との交差点の立体化及び戸頭保坂線との交差点付近において区域を変更するものです。構造の変更はございません。

続きまして、道路の位置について、スクリーンをご覧ください。道路の位置は、青色で点滅しているところです。変更箇所については黒色で表記してございます。変更する区域の議案書に関しましては、53 ページから 54 ページに計画図を添付しておりますが、また再度スクリーンを使って変更箇所を説明させていただきます。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤色で表示させていただいております。

次は、戸頭保坂線の変更についてでございます。議案書 25 ページの一番下の欄をご覧ください。この道路につきましても、道路の種別、名称、位置についての変更は

ございません。区域につきましては、延長の変更を行うものではございませんが、先ほどの古川諏訪木線との交差点付近において、区域を変更するものです。構造の変更はございません。続いて、道路の位置についても、スクリーンをご覧いただきたいと思います。道路の位置は青色で点滅している路線になります。変更箇所は黒色で表示しております。計画図につきましては、議案書の 56 ページにございますが、変更箇所をスクリーンで説明させていただきます。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤色で示してございます。

次に最後になりますが、横雲バイパスの変更について、説明いたします。今ほどの議案書の 25 ページの中ほどの欄をご覧いただきたいと思います。横雲バイパスでございますが、道路の種別、名称、位置についての変更はございません。起終点及び主な経過地に行政区名等を追記いたします。また、区域につきましては、延長の変更はございませんが、曙町 2 丁目交差点と新潟中央環状道路との交差点の立体化に伴い、区域を変更するものでございます。この交差点の立体化に伴い、構造形式の内訳を追記いたしております。位置として、起点江南区城所、終点江南区木津、区域として延長約 3,780 メートル、構造として、構造形式嵩上式を追記いたしております。

続きまして、道路の位置についてでございます。スクリーンをご覧いただきたいと思いません。道路の位置は、青色の点滅している区間でございます。国道 49 号亀田バイパスと国道 49 号阿賀野バイパスを結ぶ路線でございます。変更箇所は黒色で示しております。これにつきましても、変更する区域は議案書の 43 ページから 45 ページに計画図を添付しておりますが、変更箇所をスクリーンでご説明いたします。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤色で示してございます。

次に、ここまで説明いたしました 2 号議案、3 号議案のこれまでの市民対応の状況について、ご説明をいたします。スクリーンをご覧ください。都市計画素案の説明会を平成 22 年 11 月 1 日から 5 日の 4 日間、4 会場において行いました。その後、都市計画素案については、平成 22 年 12 月 14 日から平成 22 年 12 月 28 日までの間、公衆の縦覧に供しました。その際の縦覧者は、新潟市決定で 4 名、新潟県決定で 2 名でございました。なお、縦覧期間中に 1 名の方から意見申出書の提出がございました。この意見申出書の提出を受けまして、平成 23 年 1 月 29 日に公聴会を開催し、意見提出者の方から意見発表を行っていただいております。お手元の配付しております、資料 2 をご覧いただきたいと思いません。資料 2 「新潟都市計画道路の変更素案に関する公聴会の見解書」と書いてあるものでございます。資料 2 の 2 ページをご覧いただきたいと思いません。四角に表の上のところに意見の概要が書いてございます。大きく分けて 2 項目となっております。一つ目が協議会ルート、いわゆる概略ルートを南区上塩俵地域のみ逸脱しているというご意見でございます。二つ目が、生活道路である県道を

白根亀田線が寸断されることや、農業ができなくなることから生活に支障をきたすというご意見でございます。この2点について、スクリーンを使いまして、説明を進めさせていただきます。

まず、一つ目の協議会ルートを上塩俵地域のみ逸脱しているというご意見についてです。最初に新潟中央環状道路のこれまでの検討経過等について、ご説明をさせていただきます。最初は平成3年に遡りますが、平成3年に当時の沿線8市町村、新潟市、豊栄市、白根市、亀田町、黒埼町、西川町、巻町、横越村で構成する「新潟地域大外環状道路推進協議会」というものが設立され、中央環状道路の概略ルートの検討を開始しております。その後、政令市移行等も踏まえまして、平成18年からは都市計画決定に向けて、道路の予備設計等を実施しております。並行して関係機関等の協議、関係者及び市民への説明会等を開催しながら計画素案を策定してきたところでございます。

次に、上塩俵地域のルートについてご説明いたします。スクリーンをご覧いただきたいと思っております。スクリーンの赤色実線のルートが、今回、都市計画案としているルートでございます。上の点線で表示している区域が協議会ルート、概略ルートと呼ばれているものでございます。協議会からは、概ねの通過位置として、点線のルートが示されていたわけですが、新潟市が今回、都市計画決定するにあたっては、周辺住宅の住環境への影響、あるいはすでに白根北部の工業団地がございますので、工業団地へのアクセス性、あるいはすでに建物が張りついているところもありますので、既存物件への影響の確認、また事業の実施への段階という観点からは、現道をできるだけ使うことによって、早期にこの事業の効果を発揮したいというところや段階的整備時に国道8号との交差点の交通処理等を検討し、これらの5つの点を勘案いたしまして、赤色の実線で示すルートを都市計画案としてご説明いたしているところでございます。

続きまして、二つ目の県道白根亀田線の寸断や農業ができなくなり、生活に影響をきたすというご意見について、説明をさせていただきます。最初に、県道白根亀田線の利用形態についてでございます。県道白根亀田線は、上塩俵地域から国道8号へのアクセス道路でございます。さらに市道白根2-390号線は、その中央付近を南北に走っている道路でございます。計画素案の策定にあたりましては、県道白根亀田線及び市道白根2-390号線の互いの利用状況を踏まえながら、市道側に交差点を集約いたしております。中央環状道路整備後の自動車交通は、赤い線で示しておりますが、白根2-390号線との交差点を利用する形態で計画しております。また、自転車と歩行者はピンク色の線で表しております動線で、現道を利用しながら中央環状道路の自歩道に乗り入れることができる構造としております。できる限り地元の方の利便性に配慮した計画といたしております。

次に、道路横断の利用形態について、ご説明いたします。当該地域におきましては、中央環状道路整備後の道路横断につきましては、ご覧のとおり新設交差点及び中ノ口川に近いところの道路横断ボックスによる横断となります。なお、今後も地域の皆様や関係機関との協議を行いながら、受け入れるべきところは受け入れるなどの対策を取りながら、実施設計などを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上、素案の段階での見解書の概要をここまで説明させていただきました。

次に、都市計画案の縦覧について、説明をさせていただきます。新潟中央環状道路の縦覧は、後ほどご説明いたしますが、環境影響評価の準備書とあわせて、平成23年3月22日から4月21日までの1か月間、その他の路線については、平成23年3月22日から4月5日までの15日間、公衆の縦覧に供しました。その際の縦覧者は、新潟市決定が13名、県決定が9名でございました。縦覧期間中に意見書の提出はございませんでした。

続きまして、3・4・590号新潟中央環状道路の環境影響評価書の概要について、ご説明いたします。議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。この環境影響評価につきましては、県の条例に基づくものでございます。土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめ、その事業による環境への影響について、自ら調査・予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を含む事業計画を検討するものでございます。調査、予測、評価の方法及びその結果を公表しながら、住民や市町村などから意見をいただき、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度でございます。新潟中央環状道路は事業規模が4車線で、延長が約20キロメートルでございます。そのため、県条例に基づく対象事業に該当いたしております。このため、平成19年度から都市計画案の検討とあわせまして、環境影響評価に関する手続きを行ってまいりました。

次に、環境影響評価に関する手続きの流れを説明させていただきます。議案書の20ページをご覧いただきたいと思います。概ね三つに分かれて、四角い部分があるのがご覧いただけるとと思います。その最初の上の四角の部分、方法書の手続きにかかわる部分でございます。この手続きに関しましては、平成20年1月に環境影響評価を実施する方法について記載した方法書を作成いたしております。その方法書について、平成20年2月から3月にかけて1か月間、縦覧を行い、意見をいただいたところでございます。その後、意見等を踏まえながら、新潟市長から意見を県知事に送付し、新潟県環境影響評価審査会において審査をいただき、県知事から平成20年6月に意見をいただいております。この県知事意見を踏まえまして、環境影響評価を平成20年に行っております。

次に、中ほどの四角のところでございます。準備書の手続きになります。環境影響評価を

行いまして、平成 23 年 3 月に環境影響評価の結果に対する意見を求めるために準備書を作成いたしました。この準備書につきましては、平成 23 年 3 月から 4 月の 1 か月間、縦覧を行っておりまして、期間中に 2 回説明会を開催しております。準備書に対して意見書の提出はございませんでした。その後、新潟市長からの意見を聴取し、平成 23 年 8 月 24 日に新潟県環境影響評価審査会において、審査が行われております。9 月 5 日でございますが、知事意見が送付されているところでございます。

最後に一番下の四角のところをご覧いただきたいと思います。評価書の手続きのところでございます。現在は知事意見を受け、環境影響評価書の作成を行ったところでございます。評価書の原本につきましては、大変厚い資料でございますので、私どもの後ろに、今、用意はしてございますが、議案書には評価書の概要ということで、手続きの流れ、評価項目、準備書に対する新潟県知事の意見の有無等の資料をつけさせていただいております。

議案書の 21 ページをご覧いただきたいと思います。今回の環境影響評価の項目を添付してございます。ここから少しスクリーンを使って、また同じものを映します。どちらでもご覧いただきやすいほうを見ていただければと思います。この表につきましては、環境要素である 14 項目と環境要因、具体的に申し上げますと、工事に対する要因と道路の存在及び供用に関する要因別に評価項目を一覧としてございます。ここでスクリーンでは赤色で囲っている部分でございますが、お手元の議案書では黒丸をつけている事項でございますが、これについては県条例の技術指針の標準項目で記載がある項目でございます。また、スクリーンでは青色で表記しております。お手元の議案書では白丸の部分でございますが、この部分は方法書の手続き段階において、新潟県知事の意見を受けて追加した項目でございます。

次に、準備書に対する県知事の意見について、説明をさせていただきます。先ほども申しましたが、8 月 24 日に新潟県環境影響評価審査会が開催されてございます。審査会では知事意見の項目以外についての調査、予測、評価の内容は概ね妥当と審査されております。県知事よりいただいた意見は、全部で 6 項目でございます。県知事意見の項目についても、事業者の実行可能な範囲で影響は回避、提言されているものと評価されたうえで、騒音、低周波音、水質、植物、景観、環境保全措置に対する事後調査について意見をいただいております。

そこで、本日、お配りしました、お手元の資料 3 をご覧いただきたいと思います。これが県知事からいただいた意見書とそれに対する私どもの見解をまとめたものでございます。資料 3 の 3 ページを見ていただきたいと思います。ここでは、前のページの知事意見をそのまま複写して写した上で、私どもの見解を記載させていただいております。まず、一つ目の騒音でございますが、知事意見では南区鷺ノ木新田周辺で実施する環境保全措置について、遮

音壁が途切れた部分から騒音の迂回路伝搬を考慮した回折減衰効果の検証を行った上で、環境保全措置を検討し、その内容を具体的に評価書に記載することという意見をいただきました。この意見をもちまして、私どもは調査地点を当初予定しておりました、校舎中央だけでなく、校舎の左右両端部にも調査地点を設けまして、検証を行ったところでございます。

このご意見に対しましては、お手元の資料に記載したとおり、予測地点を再設定し、環境保全措置の効果を再検証した結果、予測地点すべてにおいて整合を図るべき基準を満足する結果となったところでございます。したがって、このことを評価書に記載することといたしました。

二つ目、低周波音についてでございます。環境保全の見地から事業計画の検討の経緯等について、低周波音の環境影響の回避、提言として配慮した内容について評価書に記載することといたしました。

三つ目の水質についてでございます。工事の施工に係る水質の予測について、これは新潟市の鳥屋野潟の南部の地域になりますが、小松堀排水路、清五郎川を通じた鳥屋野潟への汚水、これは主に沈降砂や浮遊性物質でございますが、汚水流入に関しまして、予測・評価を行っていますので、そのことを評価書に記載することといたしました。

四つ目の植物についてでございます。法面緑化に使用する植物種の選定においては、外来生物法に指定されました特定外来生物及び環境省が要注意外来生物リストに掲げております種が混入しないように十分に配慮を行うとともに、地域固有の植生の維持のため、事業実施区域に生息している在来種を可能な限り使用できるものは使用するようにして、緑化計画を検討してやっていきたいと思っております、その旨を評価書に記載することといたしました。

五つ目の景観についてでございます。知事意見は、次の2点いただいております。1点目は、新潟市西川野球場付近の盛土部分になります。この盛土部分の擁壁部について、緑化可能な構造とするよう検討し、そのことを評価書に具体的に記載することとでございます。2点目は、橋梁については、田園地帯の中であり、なるべく周辺に溶け込みやすい目立たない構造、色となるよう配慮することとでございます。この意見につきましては、高盛土部分の緑化計画及び橋梁に対する景観配慮への対応について、評価書に具体的に記載するものとしたしました。

六つ目の事後調査でございます。知事意見は、次の2点いただいております。1点目、騒音についての基準値超過への環境保全対策として、遮音壁を設置する箇所については、供用後の効果を把握するため、事後調査を実施すること。2点目は、植物への環境保全対策として、「重要な植物種の移動」が計画されているが、マツモの移動を行った場合には、移動後

の効果を把握するため、事後調査を実施することでございます。この意見につきましては、お手元の資料3の3ページにもございますように、環境保全対策を実施する場合は、事後調査を行うこととしております。また、その旨について評価書に記載いたしました。以上が、新潟県知事意見と事業者である本市の見解でございます。

最後に、対象事業に係る環境影響評価の総合的な評価について説明させていただきます。議案書にお戻りいただきまして、22ページをご覧くださいと思います。ここは、環境影響評価書から抜粋したものでございますが、当該事業の環境影響評価では、対象事業による周辺の環境に及ぼす影響について、冒頭に説明いたしました、環境要素14項目について、予測・評価を行っております。その下、点線で囲っております、事業計画の考え方でございます。本事業の事業計画にあたっては、可能な限り住居等の保全対象から離すなど、環境保全に配慮した形で、計画路線及び基本構造を決定いたしました。工事の実施にあたりましては、極力既存道路を工事道路として利用するとともに、工事の施工ヤードにつきましても、事業用地内に計画することで最小限に留めるようにいたしました。工事中の環境保全についても配慮を行っているところでございます。

次に、その下の環境影響評価への見解でございます。影響があると考えられる環境要素につきましては、事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講ずることにより、対象道路による周辺環境に及ぼす影響の回避・低減を図ることとしております。

以上のことから、この新潟中央環状道路の事業が周辺環境に与える影響につきましては、環境影響評価書に示すとおり都市計画を定める上で、私どもは支障がないというように判断をしているところでございます。なお、今後の工事中及び供用後に現段階で予測し得なかった環境への影響が生じる恐れがある場合につきましては、状況を調査しながら、適切な環境保全上の措置を講じることとしております。

以上で、議案第2号及び第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。ご説明だけで50分かかっているのですけれども、関連するということでご説明いただいたわけですが、ご理解いただけたでしょうか。ご質問、ご意見等ございましたら、どこでもけっこうでございますので、議案のどこかということを確認にして質問していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

【五十嵐完二委員】

資料2の見解書ですが、中央環状道路の件で、公聴会があつて、発表された方は、11ペー

ジ8市町で合意し、その後、白根市議会では議会で特別委員会を設け、概略ルートの都市計画決定に向けて審議を重ね、平成10年9月21日にこの概略ルートの白根市ルートの決定と早期実現を全会一致で可決されたと発言しています。平成10年12月定例会も同様の請願が出されて、全会一致で採択されたとありますが、それに対する説明は、今の変更されたルートのほうが概略ルートより住環境の影響や工業団地のアクセス性など、5点にわたって、今のほうが優れているのだということでした。

そこでお伺いしたいのですが、そうだとすると当時の白根市議会は、これは白根市当局も同じ認識だと思いますが、概略ルートで行くのだということで、議会でも決定し、請願に対しても陳情採択しているということになりますが、そうすると当時の白根市当局や白根市議会というのは、住環境の影響ですとか、工業団地のアクセス性などをはじめ、認識が不十分だったということでしょうか。今のほうがいいのだという説明をされていますが、しかし白根市議会で全会一致で決議され、白根市当局も概略ルートを示しています。そうすると、その認識が不十分だったと思われるのかどうかです。その辺は、どうお考えでしょうか。

【樋山道路計画課長】

概略ルートという言葉の持つ重みもあると思います。概略ルートでございますので、ここで言っている8市町村が検討してきた概略ルートというのは、私どもは、主な通過の経過地、ここを通してほしいということで合意をしたものだというように理解しております。また、新潟中央環状道路は、合併後には合併建設計画の中にも位置づけられております。新潟市が道路を建設することに関しては約束いたしておりますけれども、そのルートについては、新潟市が改めて事業主体として検討した上でやるべきだということで、今日ここに至っております。白根市当時の判断については、過去のものになりますので、私どもでは想像がつかない部分もございますが、先ほど説明いたしました5点の理由、特に周辺住宅の住環境への影響という観点では、平成3年からあの界限は住宅とか、公園などを整備しながら、現在住宅地としての市街地の振興が進んでおります。そういうところに概略ルートのアイデアでいくと分断する、あるいは接するという形になりますので、それよりは現道を利用した工業団地の中のルートのほうがベストだと判断したところでございます。

【五十嵐完二委員】

状況の変化ですとか、認識の変化で最初の計画が変化、発展することは大いにありえると思うのです。このルートを見ますと、やはり少しここだけ曲がっています。そうした点で、

私はこれをまっすぐするのだという当時の白根市の制約があつて、それで概略ルートを正式ではないかもしれないけれども、線を引いたという感じがします。今、当時の白根市の状況や白根市議会のことはよく分からないとおっしゃいましたが、そうすると明らかにその当時の白根市当局や白根市議会は、やはり認識という点では今の新潟市の現状でいうと、少し不十分な点があつたという理解でいいのでしょうか。

【樋山道路計画課長】

それは、違うと思います。あくまで概略ルートでございますので、協議会や白根市から提案いただいたものは、概ねの経過地として示されたものだと理解しております。

【五十嵐完二委員】

そうしますと、この公聴会で発表された方の概略ルートはある意味では決定されたルートという認識のほうがおかしいということでしょうか。

【樋山道路計画課長】

難しいご質問ですが、私どもとしては、この都市計画の案がベストだということで、提案をさせていただいております。ただ、道路の計画につきましては、用地の取得に反対される方もいらっしゃると思いますし、それぞれの方はそれぞれの立場でいろいろなことを思っていると思いますので、そこまで私は反対意見を出された方が誤った見解を示しているというようには思っておりません。

【五十嵐会長】

今のことはストップして、ほかにご質問、ご意見はございませんか。

【永井委員】

同じく新潟中央環状道路についてですが、細かい部分ではなくて、全体的なお話です。これは、計画では4車線道路となっております。ただ、先日少し伺った中では、とりあえずは暫定2車線で供用するという話があつたのですが、一つは4車線というもので計画する必要性がどのくらいあるのか。さらには、もちろん工事ですから、いろいろな状況で変わると思いますが、4車線化の見通しというものをどう考えていらっしゃるのかをお伺いします。

【樋山道路計画課長】

まず、4車線の根拠になるわけですが、交通量を推計いたしまして、そこから車線数の決定を行っています。交通量につきましては、平成17年に道路交通センサスという調査を行っております。そこでは平成17年当時の自動車の交通量を調査するとともに、将来の事業推計を行うために、サンプル的にアンケート調査を行っております。その結果を基に、国が平成21年に全国的に平成42年の交通量推計を行っております。そのデータを使い、交通量の推計をいたしまして、区間によって交通量はさまざまなのですが、4車線が必要だということに判断したところでございます。交通量を申し上げますと、116号から北陸自動車道に行く区間で9,700台ほど。北陸自動車道から国道8号で2万100台。国道8号から磐越自動車道の間で2万7,700台ほど。磐越自動車道から国道403号で2万1,500台ほど。国道403号から国道49号の間で1万1,700台と推計しまして、今回、4車線の決定をしようということになってございます。

次に、事業化の点でございます。事業化につきましては、国道116号から国道8号の間につきましては、合併建設計画の中でも整備を掲げております。このために今、ここを重点的に整備を行おうと思っております。何分、こういう経済情勢も厳しい時期でございますので、できるだけ少ない財源で事業の効果を発揮したいと思っております。合併建設計画の区間の中でも現道を利用しながら、とりあえず暫定的に2車線整備を進めていきたい。今のところはそういう事業感覚でいろいろな作業を進めております。

【永井委員】

見ていますと、暫定2車線のところは非常に多いのです。現実的に4車線は無理だろうというところもかなり見受けられる。この場でも何度も市のほうから説明があったように、従来ですと市域、あるいは人口の増加というものがある程度見込んでいたものをベクトルを変えて、それなりのコンパクトな形でまとめ上げていくのだという方向に変わっていくという中で、そういうところを十分配慮していただきたいということが一点ございます。

それから、今、申し上げましたのは、暫定2車線の開通にした場合に、車が走る車道部分はよろしいのですけれども、どうも一部歩道の部分が暫定2車線であるために、十分な整備がされないという印象を持っている。特に感じているのが橋梁部分、橋については片側にしか歩道がついていない。いろいろな理由があると思うのですけれども、見た感じとしては、どうも将来的にこちら側に2車線通す方向は、そのまま車道からいきなりで終わっているという印象を非常に受けるのです。そういう道路が、これは市道だけに限らず、県道、国道を含めまして、かなり多く見受けられるというところがございます。そういうところから、こ

れはもちろん財源や何かの問題がありますから、全部やれというわけではありませんけれども、あと10年以内くらいに4車線化するのだというならばともかくとしても、まだまだ大分時間がかかる見通しという場合には、仮設というのでしょうか、歩道ですから車道の強度その他は必要ないとは思うのですけれども、できるだけその辺の橋梁部分も含めまして、暫定2車線の場合でも歩道の整備を考えていただきたいということでございます。

【樋山道路計画課長】

橋梁部の歩道のお話でいいますと、暫定系では半分しか橋を造りませんから、車道が2車線と、片側に歩道というのが基本だと思います。そこに後付けのような形で歩道の整備というのはなかなか技術的には難しいですし、仮にやったとしても、今度は将来4車線になったときに、そこを壊さなければいけないという部分もございますので、なかなか難しいご質問だと思って、意見をお聞きしたところでございます。

【永井委員】

大体それは分かるのですが、暫定2車線が5年とか、10年とかという話だったら、そのとおりだと思うのです。実態としては、20年、30年、そうなっているところがかなり見受けられるということです。これは市道ではありませんけれども、旧国道49号の横雲橋も多分そうだと思うのです。片側しか歩道がございません。新しくしたときには、全然違う場所に架け替えているのです。そのくらいまで大きく変動もあり得る。だから、将来的な見通しというものも加味して、できるだけご配慮をしていただきたいということでございます。意見ですから、答弁はけっこうです。

【五十嵐会長】

ほかにございませつか。市の決定の議案第2号と、それから県決定に関する意見照会というごとの議案第3号でございませつかけれども、ご質問ございませつかでしょうか。それでは、新潟市決定については、賛否を取ってよろしいでしょうか。では、賛成の方は挙手をお願いいたします。反対の方、挙手をお願いします。

【五十嵐完二委員】

私、反対ではございませつか、保留とさせていただきます。

【五十嵐会長】

では保留1ということで。では、賛成多数ということで、議案第2号は決定させていただきます。

議案第3号について意見照会でございますが、特に今、永井先生からは県決定だけではなくて、一般的なことで意見はありましたけれども、具体的な議案についてのご意見等、まずほかにございませんでしょうか。では、議案第3号につきましては、意見なしということで県のほうに報告させていただくということでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。挙手は取りませんでしたけれども、よろしいでしょうか。賛成多数ということで、ありがとうございます。

それでは、休憩を取らないで続けてもよろしいでしょうか。

では、議案第4号「新潟都市計画下水道の変更」について、事務局の説明者は替わりますね。よろしく願いいたします。

【岡田下水道計画課長】

下水道計画課長の岡田と申します。よろしく願いいたします。

議案説明の前に、下水道の都市計画への位置づけや下水道の種類、新潟市の下水道計画などについて、簡単に説明させていただきたいと思います。スクリーンをご覧くださいと思います。

下水道は生活環境を良好に保つための重要な都市施設の一つとして、都市計画の中に位置づけられております。下水道として都市計画に定めるべき事項につきましては、下水道の名称や排水区域、下水管渠、処理場やポンプ場などのその他の施設でありまして、主に市街化区域内において定めることとなっております。また、定める施設のうち、下水管渠につきましては、平成9年度の都市計画に定めるルールの変更によりまして、下水を集水する面積が1,000ヘクタール以上の幹線管渠や処理場から放流するための管渠を定めることとし、その他の施設につきましては、主に道路区域以外に設置される施設を定めることとしております。

次に、下水道の種類でございますが、下水道には流域下水道と公共下水道がございます。流域下水道は、複数の市町村の汚水を処理するもので、処理場や幹線管渠を県が整備、管理

する下水道でございます。次に、公共下水道は、県が建設する流域下水道幹線に接続する流域関連公共下水道と、市町村が単独で処理場を持つ単独公共下水道がありまして、ともに市町村が整備、管理を行う下水道でございます。

次に、本市の下水道計画でございます。表示のスクリーンは、本市を簡略化し、図にしたものでございます。単独公共下水道として、市単独に処理場を有する船見、中部、白根の3処理区。また、流域関連公共下水道として信濃川下流域の新潟処理区、新津処理区、西川流域の西川処理区、阿賀野川流域の新井郷川処理区に係る4処理区が計画されております。今回、都市計画の変更を行う下水道は、新潟都市計画区域の新潟市西部公共下水道でございます。

整備の状況についてでございますが、汚水の整備進捗を示す指標に汚水処理人口普及率がございます。これは、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽などの汚水処理施設の普及状況を行政人口の割合で示したもので、平成22年度末時点で80.5%となっております。

次に、雨水の整備進捗を示す指標であります、都市浸水対策達成率ですが、公共下水道または都市下水路における都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、概ね5年に一度の大雨に対して安全であるよう、すでに整備が完了している区域の面積の割合を示したもので、平成22年度末時点で57.7%となっております。

それでは、議案第4号の新潟都市計画下水道の変更（新潟市決定）について、ご説明させていただきます。

お手元に配付しております、議案書の59ページになります。なお、このうち総括図、それから計画図の図面については、A3に縮小したものを添付してございますので、ご了承いただきたいと思っております。スクリーンには、議案書の59ページと同じものを表示しております。この中の「1 下水道の名称」、「2 排水区域」、「3 下水管渠」、「4 その他の施設」の順にご説明させていただきます。

はじめに、「1 下水道の名称」ですが、新潟市西部公共下水道からの変更はありませんので、「2 排水区域」から説明させていただきます。なお、今回の変更につきましては、雨水の計画のみで、汚水計画の変更はございません。

ただいま、表示しました図面でございますが、資料62ページの雨水総括図になります。スクリーン上でご説明させていただきますが、上方向が北で、国道8号、国道116号、北陸自動車道、黒埼インターチェンジがこの位置になります。このうち、赤で囲まれた区域が当該変更案において排水区域を追加する区域でございます。排水区域を示す図面は、議案書63ページ、64ページ、65ページに記載しておりますが、これらをスクリーンに表示した図でご覧いただきたいと思っております。

グレーで着色されている区域がすでに都市計画に定められている区域でございます。市街化区域においては、少なくとも下水道を都市計画に定めることとされておりますが、黒崎山田排水区内の市街化区域すべてを排水区域として都市計画に位置づけるために、赤の区域を排水区域に追加いたします。この追加によりまして、西部公共下水道の雨水の排水区域面積は396ヘクタールから459ヘクタールとなります。

次に、「3 下水管渠」についてですが、大野排水区の放流渠と山田排水区放流渠を廃止いたします。スクリーンには、議案書62ページの雨水総括図を表示しております。廃止する各放流渠の位置を赤で囲んでございます。ここで、大野排水区の放流渠につきましては、すでに整備済みでございますが、先に説明した都市計画に定める基本的なルールの変更に伴い、施設はそのまま、都市計画としての位置づけが不要となりましたので、今回、廃止するものでございます。また、山田排水区放流渠は、後ほどご説明いたしますが、ポンプ場の位置の変更に伴い、都市計画の位置づけを廃止いたします。なお、ポンプ場位置変更後の放流渠は、都市計画決定の対象とならないため、都市計画には位置づけないことといたします。

次に、「4 その他の施設」についてですが、山田雨水ポンプ場の位置を変更いたします。山田雨水ポンプ場の位置は、議案書63ページ、64ページに記載しておりますが、これもまたスクリーンの表示の図でご説明いたします。山田雨水ポンプ場は、これまで黒崎インターチェンジに隣接する西区ときめき東1丁目に計画されておりましたが、放流先であります信濃川までの距離が非常に長く、土砂の堆積が懸念され維持管理が非常に難しい計画となっておりました。また、ポンプ場用地は、東北電力の高圧電線が埋設されているところで、用地が分断され、ポンプ場の施設配置が複雑になることから、ポンプ場自体の維持管理も難しいものとなっておりました。これらの問題を解消するために、計画の見直しを進めていたところ、西区山田地内にポンプ場用地を新たに確保することが可能となり、今回の変更となったところでございます。変更後の位置は、排水先の信濃川に面しておりまして、放流渠が短くなり、ポンプ場用地も1宅地であるため、効率的な施設配置が可能となって、維持管理も容易になると考えております。

変更内容については、以上でございます。議案書の60ページにあります「変更理由」につきましても、今ほど私が申し上げたとおりでございます。

なお、当該議案につきましては、地元の説明会を平成22年12月16日から22日の間に4回開催しておりまして、参加者は合計で22名いらっしゃいました。その際、変更案に関する意見や要望はございませんでした。また、素案の縦覧を平成23年5月16日から5月30日までの2週間実施いたしました。縦覧者は1名で、意見申出書の提出はございませんでした。公聴会につきましては、6月25日に予定しておりましたが、素案の縦覧の際に意見申出書の

提出がなかったため、新潟市都市計画公聴会規則第5条に基づきまして、中止しております。

また、公衆の縦覧につきましては、7月25日から8月8日までの2週間で実施いたしまして、縦覧者は11名、意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。ただいまの議案第4号についてのご質問、ご意見はございますか。

【高橋三義委員】

7月28日の豪雨で黒埼のこの部分で床上浸水という被害が出ましたよね。その関連について説明していただけますか。

【岡田下水道計画課長】

今回の豪雨に関して、新潟市全域で床上浸水が50戸程度、床下浸水が300戸程度あったわけですが、西区では床上浸水が21戸、床下浸水が49戸ということで、西区内の軒数なのですが、今回の議案の対象になっている山田排水区内においては、床上浸水が1戸、床下浸水が2戸という形になっています。

今回、区域を拡大します山田排水区につきましては、黒埼町時代に7年間に1回発生する降雨に対応する、1時間に約40ミリメートルの降雨強度ですが、これに対応した計画で策定されております。今回、山田ポンプ場の場所を変更させていただいて、今後、事業認可を取って整備に入らせていただくのですが、現在、山田地区の排水は山田排水機場というものがございます。これは、当初に計画した近くにあるのですけれども、この排水機場の能力は昭和44年にできた排水機場なのですが、1秒間に3.8トンの排水能力がございます。今度、新しく計画しております山田雨水ポンプ場につきましては、1秒間に10.71トンの排水能力を計画しておりますので、今回の豪雨、西区で1時間に70ミリメートル前後の雨が降ったわけですが、新しいポンプ場が完成すれば、非常に能力アップが図れるということで、ある程度の冠水は解消できるものと思っております。

【高橋三義委員】

そうすると排水能力が2倍以上アップするけれども、流域面積が広がる。それと距離、面積が広がるということは排水機場までいく距離が長くなるわけですね。流域面積が広がって、

端から排水機場までの距離が長くなるとして、その辺のところを加味して、今の処理能力を1時間に40ミリメートルの降雨に対応する計画にしたということでしょうか。また、新潟市は1時間に50ミリメートルの降雨に対応するというような方向性は示していなかったのかということと、2点について説明してくれますか。

【岡田下水道計画課長】

まず、1点目の今回、新たに排水区域を追加する部分に関してなのですが、先ほど私が申しました、新しい山田雨水ポンプ場の計画につきましては、今回、新たに追加する排水区の面積も含めて計画したポンプ場でございます。したがって、今回の排水区域を追加することによって、新たな雨水量が増えるとか、そういうことを見込んでこのポンプ場を計画しますので、今回の追加によって影響はないと思われま。

それから、1時間に50ミリメートルの降雨対応の件でございますが、確かに市内のだいたいの部分が50ミリメートル、10年確率雨量対応で整備を進めているのですけれども、先ほど申しましたように、旧黒埼町時代で7年確率雨量対応の整備計画はできています。とりあえず、まだ整備は全部終了しておりませんので、合併市町村に関しては、それぞれの計画降雨に対しての整備をまず進めていくのが先決かと思っております。

【高橋三義委員】

黒埼のほうは1時間に40ミリメートルの降雨対応で新潟市は1時間に50ミリメートルの降雨対応です。どうせ整備するのであれば、新しくするのも40ミリメートル対応の設計ではなくて、50ミリメートル対応の設計すべきではないかと考えるのですが、その辺のところはどういう判断でしょうか。

【岡田下水道計画課長】

10年確率雨量、7年確率雨量とありますが、まだ市内全域には10年確率雨量に対応していない区域がございます。その区域でも、まだ整備が全部終了しておりません。費用がかかるお話ですので、予算的に十分まかなえれば、それはだんだん降雨強度を高めを設定して、その整備を行っていけると思うのですが、限りある事業費を見た中で、まだ整備が終わっていない部分を優先して整備を進め、なおかつ今回のような豪雨があった場合、既存の施設の中で局所的な対応ができれば、それで改修に向けて、整備、改善を図っていきたく思いますが、基本的には今、計画されている降雨強度で整備を図っていきたく思っております。

【高橋三義委員】

私は、新潟市が基本的な路線、1時間に50ミリメートル対応するというような施設にするのであれば、新しくする施設も同じような対応をするというのが常識的であるという考えと、ほかにももっといろいろなことをしなければいけない地域があるので、その予算をそちらのほうに回すというような基本的な考え方で二通りあるかと思いますが、私はどうせ整備するのであるならば、新潟市の基本的な考え方をこの黒埼にも当てはめるべきではないかという考え方です。

それから、もう一つは、40ミリメートル対応と50ミリメートル対応によって、設備の投資のお金とポンプ場の能力がどのくらい違うのかお伺いします。

【岡田下水道計画課長】

すみません、今、そこまでの資料が手持ちにないのですが。

【高橋三義委員】

資料はあるのですか。

【岡田下水道計画課長】

委員のおっしゃるのは、40ミリメートル対応の整備費と50ミリメートル対応にしたときの整備費の差額をおっしゃっているのですか。それは、今回のポンプ場のことだけでなく、排水区域全体の話がされているという認識でよろしいでしょうか。

【高橋三義委員】

いえ、先ほど課長から50ミリメートル対応ではなくて、40ミリメートル対応の施設を整備して、50ミリメートル対応の整備費の差額をもっとほかの場所に回すと言ったのだから、そうすると例えば金額が40ミリメートル対応だと、そういう設備にするといくらかかって、50ミリメートル対応だといくらかかる。そのお金をどこかに回すというような試算があるから、そういった40ミリメートル対応でも十分ではないかということに計画したのかと、私は取ったものですから、それはどの程度違う金額なのかということを知りたかったのです。

【岡田下水道計画課長】

50ミリメートル対応にした場合の事業費がどのくらいかかるかということはお出ししておりません。40ミリメートル対応で、まだ概成できていないところがあるわけです。その整備を

進めるのを優先させていただいて、40 ミリメートル対応で概成、50 ミリメートル対応で概成しているところはあるわけですが、そこでもなおかつこういう浸水が起きれば、それは局所的な対応をさせていただきますが、基本は計画に則った整備を計画どおりに進めさせていただきたいということです。

【高橋三義委員】

もう一点、私は理解できないのですが、では新潟市が基本的な考え方を1時間に50ミリメートル対応としているのに、それがなぜ黒埼地区は40ミリメートル対応なのか。その理解ができません。もう一回分かりやすく言ってください。

【岡田下水道計画課長】

市内で何ミリメートル対応の違いがあるというのは、例えば、委員が先ほどおっしゃったように、黒埼については、旧黒埼町の時代の確率で、今まで昭和60年に都市計画の中央審議会で、それまでは5年確率雨量対応の整備を進めていきたいと思いますということになっておりまして、60年の審議会の答申を受けて、その後、やはり重点地区においては10年確率雨量対応で整備を進めるべきだという答申が出たわけですが、それに則って、市内も、新潟島付近から50ミリメートル対応で進めてまいりまして、平成10年の豪雨を受けて、50ミリメートル対応の区域を拡大してきたのですが、やはりそれぞれの、例えば黒埼のほかに秋葉区とか、まだ10年確率雨量の対応になっていないところがございます。それは、やはりその市町村で策定した計画をまず整備して、その後、不足するところは事業計画の変更をして、認可を取って、その後、整備に向けて検討していくのが順序かと考えます。

【五十嵐会長】

少しいいですか。この都市計画審議会でもポンプ場の機能の数値を決定しなければいけないのですか。違いますよね。

【岡田下水道計画課長】

違います。

【五十嵐会長】

それは実施の段階でのことですよね。今、高橋委員がおっしゃったことは、皆さん思っ

いることで、やはり時代がこういう気候変動の中で、かなり集中豪雨が増えてくるのではないかという懸念があるので、そういう排水機能を順次アップしてほしいという気持ちはだれもが持っていると思うのですが、それはここで決めることではなくて、今日の議案は59ページにあることについて決定すると、皆さんから意見をもらうというところでよろしいのですよね。

【岡田下水道計画課長】

おっしゃるとおりでございます。今回、私どもが都市計画決定の変更の内容としましては、まず排水区域の変更でございます。それから、管渠の位置づけの廃止。それから、その他の施設ということで、今ほどお話のありましたポンプ場の位置を今回、都市計画決定の変更の対象とするわけでございますので、比較とか、そういうものは、今回の変更の内容には含まれておりません。

【五十嵐会長】

高橋委員の気持ちは、希望として皆さん思っていることですので。

【高橋三義委員】

いえ、違います。取り方が違います。いいですか。私は別に処理区域を広げることに反対しているわけではないのです。それは当然広げていただきたい。ただ、広げたことは決めたけれども、施設ができないのにそういう区域を広げても、私はいかがなものかということを行っているのです。私の言っていることが理解できますか。

【五十嵐会長】

それに伴ってポンプ場のことがあるわけですね。私はそのように取っているのですけれども。

【岡田下水道計画課長】

今、委員のおっしゃるのは、一つは、先ほども少し申しましたけれども、今回の追加する排水区域を見込んで、とりあえず7年確率雨量の計算ですけれども、それを見込んだポンプ場の能力の検討はしております。よって今回、追加する区域がここで追加されたとしても、今、計画しているポンプ場の能力自体は変更ございません。ただ、今、この大野排水区が7年確率雨量で計算されているのに対して、委員がおっしゃるのは、多分、それを今後やるか

らには 10 年確率雨量対応の整備をしたほうがいいのではないかというご意見だと思うのですが。

【橋田委員】

会長が議事整理したとおりに進めてください。会長のおっしゃるとおりですよ。

【五十嵐会長】

分かりました。では、ほかにこの議案について、ご質問、ご意見はございますか。

【高橋三義委員】

すみません、これは大きな問題です。私は処理能力の区域を広げることはいいです。広げたのですが、そこに排水する雨水の量が増えるということは、排水能力がアップしていかなければいけない。これは並行してやらなければいけないことで、私たちはその処理能力を広げるから賛成ですか、反対ですかと言ったら、皆さんが賛成します。しかしそれによって、設備もきちんと付随していくような裏づけがなければ、面積を広げても意味がないのではないかという、私の考え方なのです。

【岡田下水道計画課長】

ポンプ場の規模の算定に関しては、今回追加する山田排水区の雨水の追加する面積も含めて計算しております。よって、今回の議案の面積が追加になったとしても、ポンプ場の能力の変更はございません。

【高橋三義委員】

それともう一点は、新潟市が1時間に50ミリメートル対応しているのに、合併地域、先ほど秋葉区の話もありましたけれども、合併地域は今までに40ミリメートル対応だったので、その40ミリメートルの対応にするということでした。黒埼は新潟市に合併して10年以上たちますよ。昔、黒埼の町がそうだったからというのではなく、もう10年以上も前に新潟市に合併したのであれば、やはり50ミリメートル対応した設計にしなければいけないのではないかというのが私の考え方ですので、それに対するきちんとした答弁はほしいと思います。

【五十嵐会長】

それは議会でやっていただきたいと思います。

【橋田委員】

そのとおり。

【高橋三義委員】

それは違いますよ。

【五十嵐会長】

都市計画審議会としての議事進行にしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、賛成でよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【五十嵐会長】

では、議案第4号につきましては、賛成多数ということで、決めさせていただきたいと思っています。

それでは、次の議案第5号でございます。新潟県決定に係る意見照会「新潟都市計画及び燕弥彦都市計画下水道の変更」についてです。よろしく願いいたします。

【岡田下水道計画課長】

では、引き続き、私からご説明させていただきます。

議案の説明の前に、この議案をお諮りするに至った経緯についてご説明させていただきたいと思います。スクリーンをご覧くださいと思います。

こちらは、先ほどと同じような図面なのですが、本市の下水道計画を簡略化した図面ですが、今回、変更を行う西川流域下水道は、本市の南区、西区の各一部と西蒲区の全域のほか燕市の一部を排水区域とする流域下水道でございます。西川流域下水道の都市計画変更は県決定であります。都市計画の変更にあたっては、関係市町村の意見を聞くこととなっております。今回の議案は、県から変更案に対する意見聴取の依頼がありましたことから、この回答にありまして、新潟市では、都市計画審議会を開催し、出された意見の取りまとめを行い、それを踏まえた上で、市の意見として回答することとしております。

それでは、議案第5号の内容についてご説明いたします。議案書の68ページになります。

スクリーンには、お手元の議案書にあります、議案第5号「新潟都市計画及び燕弥彦都市計画下水道の変更（新潟県決定）」のうち、72ページの総括図を左側に掲載し、70、71ページの新旧対照の概要をスクリーンの右側に表示しておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

今回の変更は、「2 排水区域」及び「4 その他の施設」のみが対象でございまして、「1 下水道の名称」及び「3 下水管渠」については、変更はございません。

はじめに、「2 排水区域」からご説明させていただきます。変更の内容といたしましては、新潟都市計画及び燕弥彦都市計画下水道の排水区域に燕弥彦都市計画弥彦村特定環境保全公共下水道を追加するものでございます。スクリーンは、弥彦村特定環境保全公共下水道の区域を拡大したものでございます。赤枠で囲われた箇所が排水区域でございまして、弥彦村が単独で処理場を整備し、管理をしている単独公共下水道でございまして、今回の変更は、弥彦村の所有する処理施設が老朽化によりまして、更新時期が近くなっていることから、維持管理の低減を図るため、終末処理場を廃止しまして、西川流域下水道へ接続することに伴い、排水区域をそのまま西川流域下水道に追加するものでございます。

次に、「4 その他の施設」について、ご説明させていただきます。変更の内容といたしましては、西川第4中継ポンプ場ほか8中継ポンプ場の敷地面積を変更するものでございます。変更の理由につきましては、すべての中継ポンプ場において同じでありますけれども、変更の内容につきましては、区域の追加のみの場合と削除する区域がある場合の二つがございまして、

最初に区域の追加のみの場合について、西川第13中継ポンプ場を一つの例としてご説明させていただきます。この件については、議案書の87ページ、西川第13中継ポンプ場の変更前の平面図をスクリーンに示しております。スクリーンの黄色枠で囲まれた区域が敷地でございます。同じ位置に、変更後の平面図を重ねますとご覧のようになります。赤枠で囲まれた区域が変更後の敷地になります。当初計画においては、はじめから本来の規模のポンプ場、いわゆる本設ポンプ場を整備する予定でございましたが、当時、周辺自治体からの早期の供用開始の要望に対応するため、暫定的に当時の流入水量に見合った建設費の小さい初期ポンプの施設を設置したところでございます。

その後、周辺下水管渠の整備が進みまして、流入水量が増加したため、本設ポンプ場を設置する必要が生じたところでございます。本設ポンプ場の設置にあたっては、既存の初期ポンプの施設を稼働させながらの設置となりますので、また昨今、社会情勢の変化に対応するため、非常時のための自家発電設備や、周辺環境への配慮をするための臭いを取る脱臭機、それから硫化水素対策のための酸素注入装置などの設備を追加するため、施設配置計画の見

直しを行ったところでございます。これらのことから、施設配置に必要となる面積が増加したため、今回、敷地面積を約700平方メートルから約1,000平方メートルに増加させるものでございます。

もう一つ、削除する区域がある場合について、西川第12中継ポンプ場を一つの例としてご説明させていただきます。こちらは、議案書の86ページ、西川第12中継ポンプ場の変更後の図面をスクリーンに示しております。ここも赤枠で囲まれた区域が変更後の敷地でございます。変更前の敷地が黄色で囲まれた区域でございます。先ほどと同じ理由でございますが、初期ポンプ施設の設置及び本設ポンプ場の施設配置計画の見直しを行った結果、用地の形状により削除する区域が生じました。黄色く塗られている部分が削除する区域で約200平方メートル、赤く塗られた部分が新たに追加する区域で約500平方メートル、あわせて300平方メートルの増となります。敷地面積を約700平方メートルから1,000平方メートルに増加させるものでございます。

このように削除する区域がある中継ポンプ場は、西川の第12中継ポンプ場のほか、西川第5及び西川第11中継ポンプ場の計三つの中継ポンプ場でありまして、いずれも削除する区域が約200平方メートル。追加する区域がそれぞれ700平方メートル及び約500平方メートルでございます。

以上の理由によりまして、全部で9中継ポンプ場について、敷地面積を最大で約500平方メートル増加させるものでございます。変更内容については、以上でございます。議案書にありますが変更理由につきましても、今ほど申し上げたとおりでございます。

なお、当該議案につきましては、平成23年7月28日に地元説明会を開催しまして、参加者は14名、変更案に関する意見や要望等はございませんでした。また、平成23年7月22日から8月5日まで素案の縦覧を実施しましたが、縦覧者はなく、意見申出書の提出もございませんでした。公聴会は8月22日に予定しておりましたが、これも素案の縦覧の際に意見申出書の提出がなかったため、新潟県都市計画公聴会規則第5条に基づき中止しております。さらに公衆の縦覧につきましては、8月16日から8月30日まで実施いたしまして、縦覧者は3名、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。ただいまの議案について、県からの意見照会ですけれども、ご

質問、ご意見はございますか。では、意見なしということによろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、意見なしということで、県のほうに報告するということにいたします。

それでは、議案はこれで終わりでございますが、報告事項がございますので、事務局、よろしく願いいたします。

【池田都市政策部次長】

都市計画課の池田でございます。

それでは、報告資料「都市計画道路見直しの分類結果について」をご覧くださいと思います。都市計画道路の見直しについてでございますが、まず概要といたしまして、本市の都市計画道路は昭和2年に22路線を都市計画決定いたしまして、現在では、194路線、約512キロメートルを都市計画決定しております。都市計画道路の区域内では、建物の階数や構造の制限は行っておりますが、長期間未着手となっている路線では、長期にわたり市民の私権を制限しているということがございます。その上で、都市計画決定当時の社会情勢が異なり、必要性に変化が生じている路線、必要性が失われている路線があることが考えられております。このことから、このように必要性が失われているような路線の都市計画の変更、廃止を行うために、都市計画道路の見直しを行ってきたところでございます。

2番目、これまでの経緯でございますが、都市計画道路の見直しにあたりましては、都市計画道路の見直し方針を平成22年3月に策定いたしました。具体的には昨年1月、本審議会にてご報告させていただいた内容でございますが、三つございます。一つ目は、見直しの進め方でございますが、まず廃止候補路線の廃止を優先するということとしております。次に見直し対象路線でございますが、都市計画決定後、20年以上未着手となっている路線を対象といたします。その基準日は平成20年3月31日現在ということでございます。次に見直しの指標でございますが、まず第一ステップといたしまして、「都市計画道路の必要性」、さらに次のステップとして「事業実施上の課題」を確認いたしまして、それぞれ「継続路線」、「更なる検討を行う路線」、「廃止候補路線」の三つに分類するといった方針で検討を進めてまいりました。

その結果でございますが、3番目、見直し分類結果でございます。この表でございますように、継続路線が路線数で35路線、更なる検討を行う路線が66路線、廃止候補路線が7路線ということでございます。添付の図面をあわせてご覧いただきたいと思います。

こちらの縮尺が小さく見づらくて恐縮なのですが、継続路線が濃い紺の線で記したところでございます。更なる検討を行う路線が黄色、廃止候補路線が赤でございます。右側に表が

ございますけれども、①から⑧の7路線8区間、こちらを廃止路線ということで、今回、分類をさせていただいたところがございます。

資料の裏面でございますが、今後の進め方になります。まず、廃止候補路線をまず急ごうということで、これを市としてルールに則し、お示しいたします。今後、地域の皆様からご意見をお聞きし、合意形成が得られた路線から順に都市計画の手続きに入ります。下のフローに、現在、素案説明という段階ですが、各区の自治協議会に説明を行っております。細かいところでは、コミュニティ協議会単位でも、今、説明を行っております。10月の後半以降から実際の地元住民説明に入っていこうといったスケジュールになっております。その上で、合意形成をいただきまして、順次、都市計画の手続きということで、四角の枠の中で示しているように都市計画の手続きに入っております。公聴会、原案の作成、案の作成を経て公告・縦覧、正式な段階として都市計画審議会にお諮りするということで考えております。

「(2) 更なる検討を行う路線」につきましては、引き続き、個別路線ごとの道路の必要性や事業実施上の課題の検討を行っております。「(3) 継続路線」につきましては、現時点では必要性があるということで、都市計画決定を維持しようということでございます。報告は以上でございます。

【五十嵐会長】

ありがとうございました。報告ですけれども、何かご質問等ございましたら。では、これも最終的には、この審議会にかかるということでございますので、またそのときに説明いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、審議会を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。